

書評

『広池千九郎 訓点
内田 智雄 補訂 大唐六典』

欠 端 実
小 川 尚

此度、広池学園より刊行された『大唐六典』とは、広池千九郎博士が全巻にわたって訓点・送りがなを付した近衛本『大唐六典』を影印したものである。

広池博士は、明治年間、未開拓であった東洋法制史という学問分野の樹立をめざし、その大成を志した。その研究成果の一部は『支那文典』（明治38年刊）『東洋法制史序論』（明治38年刊）、『応用支那文典』（明治42年刊）、『東洋法制史本論』（大正4年刊）等の著書として公刊されているが、この他にも未発表のまま今日に至っているものとして、『唐律疏議』をテキストとして日唐律の比較校合をした「倭漢比較律疏」（稿本）や、日本の古代法の注釈書である『令義解』のドイツ語訳のための研究ノートのあることが知られている。惜しむべきことに、広池博士はその専門学の研究を中途にして離れて、モラロジー（道徳科学）創建にむかわれたために、その学問業績は近年まであまり世の知る所とはならなかった。

此度出版の本書も、広池博士が全巻にわたり訓点・送りがなを付し、要所

に書き入れをしたままで、長い間書庫に眠ったままになっていたものが、昭和47年の夏、その蔵書庫から初めて発見され、内田智雄博士の補訂を経て、出版の運びとなったものである。

本書の特色の第一は、全巻にわたって詳密適確に訓点・送りがなが施されていることである。六典の文章は、その収載されている職官の内容が多岐にわたっていることもあるって甚だ難解で、訓読には大いに苦しめられているのが実状である。江戸幕府の刊行したいわゆる官板『唐六典』以外には、今までのところこのような訓点・送りがなを付すという試みはなされなかった。官板『唐六典』においても訓点のみで、送りがなは付されていない。官板『唐六典』は誤脱が多く版本としては近衛本に劣り、今日研究者のテキストとしては用いられていないけれども、本書の特色を知るために、本書と官板『唐六典』の訓点について以下に簡単ながら比較をしてみた。

今、巻1についてのみ本書と官板『唐六典』の訓点について比較してみても諸所において異っていることが判明する。それは広池博士が訓点を付する際、官板には依拠しなかったことを示すものである。さらにそれらの相異点を較べて検討してみると、下表のごとく、官板の誤りを正している所が多い。このことは内田博士の指摘するように「博士のテキストの良否についての見識を物語るものであると同時に、この種の作業をあえて行なったということ自体に、六典の学問的価値に対する卓越した認識を表明するものにはかならない。」(本書解題)といふべきであろう。

(例1)

官板 南宮後聚十五星、曰哀鳥、郎位、

本書 南宮二十五星曰哀鳥郎位 (巻1—19丁)

(例2)

官板 丞郎見尚書、執板對揖、稱曰明時郎、見左右丞、對揖、呼曰左右君、

本書 丞郎見尚書、執契對揖、稱曰明時、郎見左右丞、對揖、呼曰左右君 (巻1—20丁)

(例3)

官板 尚書令……其屬有六、尚書法周之六卿、一曰、吏部、二曰、戶部……

本書 尚書令……其屬有六尚書、法周之六卿、一曰吏部、二曰戶部、

(巻1—12丁)

広池博士が本書全巻にわたって訓点・送りがなを施した時期は明らかではないけれども(本書解題)、かりに明治末年としても、現在までに既に70年近い歳月が流れているわけである。明治時代の先駆の業績が今日このようにして出版され、後進の者が多大の便宜を与えられることを感謝したい。

次に本書の特色としてあげなければならないのは、六典研究の際必須の資料である宋本との比較校合が、補訂者である内田博士によって厳密になされおり、近衛本と宋本との異同が一目瞭然となっていることである。

宋本とはいうまでもなく、昭和5年故玉井是博氏によって、北京において写真撮影されてもたらされた宋本残巻のことであり、現在わが国には、京都大学人文科学研究所、東京大学東洋文化研究所、内藤乾吉氏の3部以外には存していないであろうとされる天下の孤本である(本書解題)。この宋本残巻と近衛本との校合は既に玉井氏によってなされ、「南宋本大唐六典校勘記」として発表されている。今回、本書において宋本と近衛本との比較をした際に、この校勘記を参照しつつも、完全を期す意味において、直接写真版にあたって校勘を進めたという。従って、本書に頭注の形で収められている内田博士の校勘の結果と、玉井氏のそれとは必ずしも同じではない。そこで巻1よりいくつかの例を選び表示してみたのが下表である。

丁数	玉井本(「南宋本大唐六典」による)	本書
4左	迄于漢末獻帝…… 。	迄于漢末獻帝…… 。

4左	為太宰□沖為太傅…… ? 。 。	為太宰鄭沖為太傅…… 。。
5右	(後周依周官)	後周法周官
5左	太□□□□□自□□ 。。。	太□審/宣□□曰直□□ 。。。
6右	郊廟冕服七旒□□□裳□□□ ? 。。。。。	郊廟冕服七旒玄□□裳服七章 ? ? ? 。。。。。
6右	□斗櫛云舜以太尉為天子 ? ? ? 。 。。	遯斗画云舜以太尉為天子 ? ? ? 。 。。
6右	□制三公…… 。	漢制三公…… 。
8右	東海越王為丞相 。	東海王越為丞相 。
10左	武昭後其任稍重 ? ..。	武昭後其□□重 ? ..。
22右	(接左右司郎中)	按左右司郎中 。
30右	為流外得官□少年限亦深 ? 。 。	為流外得官者少年限亦深 。 。
30左	而往故促以□考優其敍次 ? 。 。	而往故促以年考優其敍次 。 。

31右	□轉選統前勞也 ? 。	得轉選統前勞也 ? ? 。
31右	隋文帝始□古亭…… 。	隋文帝始採古亭…… 。
	()は、玉井氏の校勘記に記載がなかった所である。宋本、近衛本共に一致しているとみなしたためであろうと判断し、近衛本の記事を充ておいた。	

更に、宋本には存しながら近衛本には長文にわたって欠けている個所が、卷3、卷7の2卷にある。この長文の補填部分の読み方についても、玉井氏と内田博士とは異なる個所のあること、卷1と同様である。卷3、卷7の長文補填部分についていえば、玉井氏が判読し得ざる文字、或は判読し得ても断定しかねるとされたような文字のうち、45字程については、内田博士が解読を試みられている。逆に又、玉井氏が解読し得たとされた文字の中にも、写真原版からは玉井氏のごとくには判読しかねるとされた文字が5個程ある。

これらの相異が生じてきた最大の原因は、写真版そのものが不鮮明であることによるのであろうけれども、今回、内田博士によって、玉井氏が不明とされた個所の解説が試みられたり、又既に決定されていた文字についても、別の文字であることを明らかにされたことによって、本書が近衛本の欠を補い、テキストとしてより確実な版本となったことは、大きな意義があるといえよう。

もっとも、宋本残巻の写真版には不鮮明な個所が多く、今回の校合の際にも、内田博士がその解説に苦心を払われたことは、以下の例からも充分に窺うことができよう。たとえば卷1の5丁左において

太尉春官
□□□

として、□印を付すことによって「尉春官」の3文字が宋本では漫漶であることを示す一方で、「春官」のすぐ後に続く割り注には

当作秦官
○○

と○印を付することによって「春官」は宋本によれば「秦官」に作るべきことを示している。この「春」字は内田博士が頭注に「春 宋本似秦」と記されているように、「秦」とは断定できなかったわけであるが、最終的には「秦官」としてよいであろうとして、割り注の「秦官」の2字について○印を付したものであろう。因みにいえば、この割り注というは近衛家熙の校訂した部分であり、「秦官」に○印を付したこと、近衛家熙の校訂の結果が宋本と一致していることを示している。

所が同じような例でも次の例の場合は、最終的には判断を控えたかのごとくである。つまり卷1の6右に

金城
□□

とあり、頭注に「城 宋本似誠」としながらも、「金城」に続く割り注には、

金城当作合誠

の如く、「誠」の字に○印がつけられていない。このあたりは、どちらとも決めかねる微妙なところであるために、このように表記方法が分れたのである（卷1ではここだけである）。いずれの場合にも、宋本との異同が頭注に明記されているので、誤解の恐れはないが、この2例の場合においても、表記の方法をあえて統一してもよかつたのではあるまいか、との感もするのである。とまれ如上の例からでも、解説とその結果を表記するのに払われている苦労の程がわかるのである。このようにして、玉井本の成果をふまえて、宋本残巻の存する巻すべてにわたって、写真版をもとにした校合がなされた結果、本書は一層正確な六典に近づき得たということができよう。

ところで、補訂者による校合の一つの目的は近衛本「大唐六典」のいわば原著者たる近衛家熙の学識の程を明らかにすることにあったようである。本書では、近衛家熙の考訂の文（近衛本では割り注の形で示されている）に

対しては、一つ一つ全てについて宋本や「職官分紀」との異同が、頭注として、或は文中に○印△印を付することによって明示されている。本書を通覧することによって、家熙の考訂の内容とその水準がはっきり窺い知ることができるるのである。

六典に付した家熙の注には、2種あるといえよう。一つは諸書から拠るべき文献を引いてきて、当該文字の考訂をしている場合であり、他の一つは、そうした拠るべき文献なしに、家熙が自ら考えて判断を下した場合である。

まず第一の場合、つまり諸典籍からの拠るべき資料にもとづいて作った注であるが、卷1中には64例程みえている。その内、完全に宋本と合致しているものは、14例である。例えば下例のごとくである。

卷1—10左 闕二字 未詳、石顯伝、以遷為中尚書、宣帝時、任中書、
云云、姑從闕文
○○

2字の欠字は「任中」ではあるまいかとした家熙の考訂の結果は、宋本記載と一致している。

卷1—11右 尚書令僕射左右丞相 後漢志注、無相字

これ又、考訂の結果が宋本と一致している。しかし、宋本と合致したのが全体例の約1/5というのでは、諸書を博搜した割には、効果が少なかったということができよう。14例のうち5例が隋志所引のものであるところからみても、家熙のこのような方法によるテキスト・クリティックには、或る限界があったといい得よう。

第二の、家熙自身が己の識力にもとづいて作成したと思われる注には、卷1の中だけで23例が宋本と合致している。たとえば下例のごとくである。

卷1—3右 札記云、殷 殷当作設 四輔及三公……

卷1—4左 宣 宣当作景 王名師……

第一の場合の注に比し、宋本と一致する比率は甚だ高いといわなければならない。その理由は第一の場合が、文意は通じてはいるけれども他書と比較した時、字句に相異がある場合の注であり、第二の場合が主として文意の通じない語句の異同を問題にした場合であり、文の前後から判断し得た場合が

多かったからであろうか。それにしても第二の場合の適合率の高いのは驚くべきことである。因みにいえば、第二の場合、宋本と一致しなかった例は合計して13例ほどであって、宋本と合致した例の半分である。要するに家熙が典拠なしに自ら作成したと思われる注の実に2/3が宋本と合致していたことになる。こうしたところから、或は家熙が宋本をみていたのではあるまいかといふ疑問がいだかれたのであろうが、しかし、かりに宋本をみて校合したとしたら、この適合の比率は低すぎるよう思う。これはやはり、家熙の識見の秀れていたことを示すものとして受けとつてよいのではあるまいか。こうした点を明らかにしたことも本書の特色の一つであろう。

以上のごとく、本書は六典の最古の刊本である南宋紹興の残本にそつて、その闕佚を補い且文字の異同を明らかにしているばかりではない。更に「四庫全書」珍本初集所収の宋の孫逢吉撰の「職官分紀」所引の六典によって、全巻にわたって校合が行なわれ、宋本と同様、頭注として記入されている。

近衛本と宋本残巻及び「職官分紀」との対校とによって、本書は、近衛本「大唐六典」の、現時点のもっともすぐれた校訂本となっており、六典研究者必備の書であるといえよう。

さて、頭注として、補訂者によって増補された注には、校勘を主とした以上のごときものにとどまらず、更に、東坊城家本による字義・句解を主とした注がある。その最大のものは、卷14巻末に8頁にわたって付せられた太常寺並びに太医署に属する説明であろう。これ以外にも各巻にわたって、この江戸時代の六典研究の一つの成果ともいべき東坊城家本の注記が加えられている。

其他にも、内田博士による注があり、以上を合計すると全巻ほとんど各頁にわたって詳細に増補がなされている。又、本書には、従来の六典にはなかった目次も付せられていて便利である。

今回の出版は、計画から刊行まで、一年余のまことに短かい日時のうちになされたわけであるが、校勘の作業には際限というものが無いものであり、更に細かく検討すべき点もあるかと思うが、今回の補訂の業には広池千九郎博士の業績顕彰の意がこめられていたために、詳細をきわめた校勘の計画は

他日に譲ったかのように見うけられる。ともかく先学を顕彰しつつ六典のすぐれた校勘本を作成するという補訂者の意図は、成功を収めたことができるであろう。

六典研究の際、よいテキストの入手が不可能である今日、全巻に訓点・送りがなが施され、且現在目にし得る憑拠すべき六典資料との校勘がなされている本書の刊行は、時宜を得たものである。

日中律令の研究においてその方法論が再検討されはじめ、新しい段階に進む機運にある今日、本書が果す役割は大きいものと思う。

尚、最後に訓点者たる広池千九郎博士の学問業績については、同じく広池学園から出版された『生誕広池博士記念論集増補版』(内田智雄編)に詳しい。併せて読まれることをおすすめする。

(『大唐六典』広池学園事業部 昭和48年12月1日刊
B5版 本文535頁 解題9頁 目次8頁 ¥ 5000)